

堺市市民交流広場条例改正案についてのご意見の要旨と本市の考え方

番号	ご意見の要旨	市の考え方
○広場の使い方について		
1	<p>新規利用者の発掘のため、物販販売や食品販売だけでなく、堺市外からも来訪の見込めるイベント催事をもっと強化しなくてはならないのではないか。老若男女のターゲット層を絞ったものから年齢層性別を問わず楽しめる「お祭り」まで多彩なラインナップを揃えてもらいたい。また以前、ベトナムの人達によるイベント集会があった。今後は在阪、在堺の外国人達主体のイベント企画も増やしていけばどうか。</p>	<p>指定管理者制度の導入により、民間が持つノウハウや人材、ネットワーク等を活用し、ご提案を頂いたような市内外の様々な人が参加できる魅力的な交流イベントの誘致や、気軽に憩える空間の創出等による日常利用の充実を図ることで、居心地の良い人中心の空間が形成され、多様な交流・滞在・賑わいの促進を図ります。</p>
2	<p>市民交流広場を市民が安心して「つどえる」「いこえる」場所にするための検討が必要だと思う。どこにでもよくある使い方ではなく、堺市ならではの工夫が必要ではないか。</p>	<p>指定管理者制度の導入により、民間が持つノウハウや人材、ネットワーク等を活用し、様々な人が参加できる魅力的な交流イベントの誘致や、気軽に憩える空間の創出等による日常利用の充実を図ることで、居心地の良い人中心の空間が形成され、多様な交流・滞在・賑わいの促進を図ります。</p>
3	<p>多様な目的の人が集い、障害者の地域交流及び自立支援にも繋がることから、各事業所や作業所の販売活動を定期的に行うことができるようお願いしたい。</p>	<p>市民交流広場は、これまでも障害者作業所の販売活動等にご利用いただいています。</p> <p>今後、指定管理者制度の導入により、民間が持つノウハウや人材、ネットワーク等を活用し、様々な人が参加できる魅力的な交流イベントの誘致や、気軽に憩える空間の創出等による日常利用の充実を図ることで、居心地の良い人中心の空間が形成され、多様な交流・滞在・賑わいの促進を図ります。</p>
○広場の使用料について		
4	<p>様々な使い方が想定できるため、指定管理者公募の際に、平日・休日で料金に差を設けるだけでなく、時間帯によって差を設けるなどの提案がなされるように募集要項を工夫できないか。</p>	<p>指定管理者の公募にあたっては、様々な人が参加できる魅力的な交流イベントの誘致や、気軽に憩える空間の創出等による日常利用の充実を図るために効果的な利用区分や金額設定となるよう、利用料金の考え方について提案を求める予定です。</p>

堺市市民交流広場条例改正案についてのご意見の要旨と本市の考え方

番号	ご意見の要旨	市の考え方
5	<p>非営利団体や市民からみると、全面利用するのに一回2万円弱の料金は利用を躊躇する金額である。賑わいという視点からみると、営利目的の大きなイベントは増えても全体としては衰退するのではないか。とはいえ無料のままでは質の高いイベントが増えないことも理解している。非営利目的であれば少し料金を下げるなど検討していただきたい。</p>	<p>市民交流広場の開設以来、多くの方に利用いただき認知度を高めることを目的に営利行為等以外は無料としてきましたが、利用件数は増加傾向にあり、当初の目的は達成されたものと考えています。</p> <p>今後は、営利行為の如何に関わらず、全ての利用者に公平に使用料をご負担いただき、持続的な賑わいを生み出す広場運営をめざします。</p> <p>なお、1平方メートルあたりの使用料10円は変更せず、また、指定管理者の公募時に利用料金の考え方について提案を求め、利用区分に応じた金額を設定する予定です。</p>
6	<p>非営利と営利で使用料に差を設けないのは、市民交流広場が持つ公的な意味と、これまでの活用実績から、適切ではないのではないかと。また、指定管理者のインセンティブは、利用料金制を採用するのではなく、例えば広場稼働率をもとに委託料を増減させることなどはできないか。</p>	<p>市民交流広場の開設以来、多くの方に利用いただき認知度を高めることを目的に営利行為等以外は無料としてきましたが、利用件数は増加傾向にあり、当初の目的は達成されたものと考えています。</p> <p>今後は、営利行為の如何に関わらず、全ての利用者に公平に使用料をご負担いただき、持続的な賑わいを生み出す広場運営をめざします。</p> <p>また、指定管理者の自主的な経営努力を發揮しやすくする観点から、施設の利用料金を自らの収入として指定管理者が収受する利用料金制を採用する予定です。</p>
7	<p>営利行為以外の使用にも有料化することだが、料金設定は営利行為、営利行為以外も同額になるのか。営利行為と営利行為以外で差異をもうける考えはないのか。</p>	<p>市民交流広場の開設以来、多くの方に利用いただき認知度を高めることを目的に営利行為等以外は無料としてきましたが、利用件数は増加傾向にあり、当初の目的は達成されたものと考えています。</p> <p>今後は、営利行為の如何に関わらず、全ての利用者に公平に使用料をご負担いただき、持続的な賑わいを生み出す広場運営を実現したいと考えています。</p>

堺市市民交流広場条例改正案についてのご意見の要旨と本市の考え方

番号	ご意見の要旨	市の考え方
8	<p>有料化は土日祝や学校の休業期間中（夏休・冬休・春休）、GWなどに限るべき。平日はほとんど賑わっていない。</p>	<p>市民交流広場では、現在も平日において物品の販売、飲食物の提供、商品の宣伝等の有料での利用が多く行われています。</p> <p>今後、指定管理者制度の導入により、民間が持つノウハウや人材、ネットワーク等を活用し、様々な人が参加できる魅力的な交流イベントの誘致や、気軽に憩える空間の創出等による日常利用の充実を図ることで、居心地の良い人中心の空間が形成され、多様な交流・滞在・賑わいの促進を図ります。</p>
○堺東エリアの取組について		
9	<p>市の収入に改善につながる市民交流広場のネーミングライツを実施して欲しい。</p>	<p>市民交流広場の愛称である「Mina さかい」は平成 29 年 9 月に公募により決定し、これまで市民の方々に親しまれてきたものであるため、現在、ネーミングライツの導入は検討しておりません。</p>
10	<p>土日だけでも、難波駅前のように、市民交流広場周辺の道路を歩行者天国にしてはどうか。</p>	<p>令和 5 年 5 月に策定した「堺都心未来創造ビジョン」では、堺東エリアの大小路筋周辺を「コアウォークブルゾーン」と位置付け、堺市民交流広場の指定管理者制度の導入等の取組により、シンボリックなウォークブルパークの形成をめざしており、いただいたご意見については参考にいたします。</p>
11	<p>「シンボリックなウォークブルパーク」について、現在、難波高島屋前の「ナンバ広場」は「ナンバ広場マネジメント法人設立準備委員会」が管理運営にあたり、将来的に「ナンバ広場マネジメント法人」に移管されるようだが、堺市の管理運営形態もこれに倣うものと捉えてよいか。難波高島屋前はタクシーの待合ロータリーや交差点の車道が撤去され歩行者空間が広がったが、将来的に同様の取組を堺市で実施することはないか。</p>	<p>難波高島屋前は、タクシーの待機スペース等が撤去され広場空間が整備されるなど、人中心の都市空間が形成されたものと認識しています。</p> <p>本市においても、令和 5 年 5 月に策定した「堺都心未来創造ビジョン」では、堺東エリアの大小路筋周辺を「コアウォークブルゾーン」と位置付け、堺市民交流広場の指定管理者制度の導入等の取組により、人中心のシンボリックなウォークブルパークの形成をめざしており、いただいたご意見については参考にいたします。</p>

堺市市民交流広場条例改正案についてのご意見の要旨と本市の考え方

番号	ご意見の要旨	市の考え方
12	過去に堺市庁舎敷地と堺地方合同庁舎の間の車道を廃道する計画があったと思うが、その後の検討状況を明らかにされたい。	<p>市民交流広場は、当初、市役所前と堺地方合同庁舎前の間の市道を廃道して一体的に整備する計画としており、平成26年5月に基本設計をとりまとめました。</p> <p>市民交流広場の整備状況については、平成27年5月に堺地方合同庁舎前広場が竣工、平成29年8月に市役所前広場（第1工区）が竣工、令和4年8月に市役所前広場（第2工区）が竣工し、現在の形状となっています。</p> <p>その後、令和5年5月には「堺都心未来創造ビジョン」を策定し、堺市民交流広場を含む堺東エリアの大小路筋周辺を「コアウォークブルゾーン」と位置付け、シンボリックなウォークブルパークの形成をめざし、周辺道路のあり方も踏まえながら検討を進めていきます。</p>
13	資料のP.3の地図に示す堺都心未来創造ビジョンの堺東エリアの取組は実情に合ったものなのか。地元の意見を聞くべき。駅前や公園周辺の開発がどこも同じでは人は集まらない。開発で人や店を呼びこむことは賭けのようなもの。	本市では令和5年5月に堺都心未来創造ビジョンを策定し、堺東エリア等の将来像を示しました。今後、ビジョンに示す将来像の実現に向けて、地権者や関係者、民間事業者等と連携しながら、取組を進めていきます。
14	今回の計画は「堺東エリア市街地整備」の一環なのか。「堺東エリア市街地整備」は民間アドバイザーの提案書のタイムスケジュール通りに完成するのか。2030年に整備完了予定の行政街区西側ゾーンの開発について、郵便局や年金事務所の仮代替地の用意はできているのか、確保の見込みは立っているのか。また拘置所と拘置所職員宿舎を移転して福祉会館と一体的に整備することを検討し、関係省庁と交渉する余地はあるのか。	<p>令和5年5月に策定した「堺都心未来創造ビジョン」に示す堺東エリアの将来像の実現に向けて、行政街区西側ゾーン等の土地利用や事業手法等についての本市の考え方をとりまとめるにあたり、堺東エリアの市街地整備に関心があり、都市開発の実績がある民間事業者と連携し、民間事業者が参画しやすく実現可能性の高いものにするため、アドバイザー募集を実施しました。</p> <p>今後、アドバイザーとの連携を図り、また地権者等の関係者との協議調整を踏まえ、本市としての考え方を整理します。</p>
○資料の表記について		
15	元号（昭和・平成・令和）が何年前のことか、すぐに思い浮かばないので、西暦と元号を併記していただきたい。	掲載資料については、西暦と元号を併記いたします。

提出された意見は適宜整理、要約しています。

また、賛否の結論だけを示したものや、趣旨が不明瞭なもの、堺市市民交流広場条例改正案に関係する以外のご意見等については、ご意見の要旨や市の考え方を示していないものがあります。